

2024  
保存版



わが街  
事典<sup>®</sup>

大衡村  
株式会社サイネックス

OHIRA VILLAGE

# 大衡村 暮らしの 便利帳



LIFE GUIDE BOOK




大衡村民のための  
手続き・窓口案内など

行政ガイド


わが街再発見！  
見どころなどをご紹介


大衡村ガイド


 大衡村ガイド 4


 防災 8


 届出・証明 10


 税金・保険・年金 12

 福祉・健康 15

 子育て 17

 上下水道・  
ごみ・住宅・環境 20

 相談・  
産業振興 23

 主要施設 24

大衡村役場

へのお問い合わせは・・・

〒981-3692

宮城県黒川郡大衡村  
大衡字平林62番地

☎ 022-  
345-5111

2024年5月より公開

# 「わが街事典」電子ブックで 大衡村の情報を持ち歩こう

いつでもどこでも知りたい情報を  
「わが街事典」アプリでチェック

**無料**

閲覧に伴う通信料は  
ご負担ください



スマートフォン



パソコン



タブレット



「MY本棚」機能で、  
お手軽に情報をチェック！

一度読んだ電子ブックは「MY本棚」に保存  
されますので、読みたくなったときはすぐに  
読むことができます。

ダウンロード方法や  
対応端末など  
詳しくはこちら➡



iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版

greeting from village mayor

## 発刊にあたって



大衡村長 小川 ひろみ



「大衡村暮らしの便利帳」は、行政サービスや各種手続き、公共施設の利用案内など、暮らしに役立つ様々な情報を掲載しています。また、特産品や観光情報など、村の魅力についても紹介していますので、大衡村の魅力の再発見につなげていただければ幸いです。

作成にあたっては、大衡村と株式会社サイネックスとの官民協働事業として取り組み、村が財政負担することなく、事業者の皆様からの広告掲載料によって実施することができました。ご協賛をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げますとともに、村民の皆様には、日常生活のガイドブックとしてご活用いただきたいと思えます。

明治22年の村制施行により誕生した大衡村は、今年135周年を迎えます。先人たちが脈々と築いてきた歴史を礎に、新たな時代を迎えようとしています。

第二仙台北部中核工業団地への新たな企業進出も見込まれ、これまで以上に本村も大きく様変わりするものと思われます。本村の限りない発展と地方創生の実現を目指し「誰もが笑顔で生き生きと暮らし、夢を叶えられるまちづくり」を実感できるよう諸施策を一步ずつ、着実に実現してまいりますので、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

## 誰もが笑顔で生き生きと暮らし、 夢を叶えられるまちづくり

広告

人とクルマをつなぐ  
環境とモビリティを支える  
技術と情熱で  
乗るよろこびを  
革新し続ける



**トヨタ紡織東北**  
TOYOTA BOSHOKU TOHOKU

SIENTA



**トヨタ紡織東北株式会社**  
TOYOTA BOSHOKU TOHOKU CORPORATION

- 本社・北上工場
- 宮城工場
- 金ヶ崎工場



ホームページURL/  
<https://www.tb-tohoku.co.jp>



地域に愛される  
電気のスペシャリスト

配電・一般電気工事施工

**E-Pro**  
株式会社イープロ

黒川郡大衡村大衡字大童4-1  
TEL:022-344-4447



**エネルギー&住宅設備リフォーム**

LPガス・灯油配達・電力・水道工事・電気工事  
給湯機器【エコキュート・灯油・ガス・ハイブリッド】  
空調機器【エアコン・FFストーブ・温水暖房・換気扇】  
リフォーム【水廻り・内装・外装・塗装】

☎0120-704-261 ☎022-345-2332

**不動産**

不動産売買・仲介・賃貸管理  
ビタットハウス大和インター店 ☎022-343-1148

**有限会社 三浦商店**

黒川郡大和町吉岡字上柴崎13-1

建設業許可:宮城県知事第21931号 登録電気工事業者:宮城県知事第012735号  
宅地建物取引業許可:宮城県知事(1)第6735号 給水工事業者指定業者:大和町・大衡村・黒谷市 釜淵台・大和置機署



新車・中古車販売・車検・整備  
タイヤ・用品販売・各種オイル交換

**Top Road**  
株式会社 トップロード

宮城県黒川郡大衡村大衡字平林50  
TEL:022-345-7870  
FAX:022-345-7872







主に  
・土木・コンクリート工事・とび土工工事・舗装工事  
・外構工事・上下水道工事・一般住宅工事・解体工事

**株式会社 松川土木**  
代表取締役 松川利守

〒981-3602  
黒川郡大衡村大衡字河原51-14  
TEL:022-345-0529(代)  
FAX:022-345-0464



▶ 発刊にあたって ..... 1  
▶ もくじ ..... 2

**大衡村ガイド** 4

▶ 大衡村の概要 ..... 4  
▶ 大衡村の特産品・物産 ..... 5  
▶ 大衡村の観光 ..... 6  
▶ 大衡村のイベント ..... 7

**防災** 8

▶ 避難所・避難場所・緊急連絡先・避難情報 ..... 8  
▶ 避難施設一覧 ..... 9

**届出・証明** 10

▶ 届出 ..... 10  
▶ 印鑑登録 ..... 11  
▶ マイナンバーカード交付 ..... 11

**税金・保険・年金** 12


▶ 納期について ..... 12  
▶ 国民健康保険 ..... 13  
▶ 後期高齢者医療制度 ..... 13  
▶ 国民年金 ..... 14

 **福祉・健康** 15

- ▶ 介護保険制度 ..... 15
- ▶ 高齢者福祉 ..... 16
- ▶ 各種健康診査 ..... 16

 **子育て** 17

- ▶ 子育て支援 ..... 17
- ▶ 子どもの予防接種・乳幼児健康診査 ..... 19

 **上下水道・ごみ・住宅・環境** 20

- ▶ 水道 ..... 20
- ▶ 上下水道のトラブルについて ..... 20
- ▶ 下水道 ..... 20
- ▶ ごみ ..... 21
- ▶ 空き家の片付け費用・解体費用を補助します！ ..... 21
- ▶ 犬の登録・狂犬病予防接種 ..... 22
- ▶ 環境にやさしい村づくり補助金 ..... 22

 **相談・産業振興** 23

- ▶ 各種相談 ..... 23
- ▶ 産業振興 ..... 23
- ▶ 地産地消(車両購入)事業補助金 ..... 23

 **主要施設** 24

**UD FONT** 見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

**土木工事及び上下水道工事**

ISO9001  
ISO14001  
認証登録

 **宮環建設株式会社**

代表取締役 伊藤 勝美

本 社  
仙台市青葉区葉山町1番25-201  
TEL022-274-2281 FAX022-274-5222  
黒川営業所  
大和町落合蒜袋字岩下57-3  
TEL022-345-0555 FAX022-345-0573



 **Ohira**  
**土木工事一式**  
**株式会社 大衡土木**  
大衡村大衡字大童28-1  
**TEL022-345-0561**  
**FAX022-345-0867**

 **有限会社 狩野造園**  
宮城県知事許可 12886号  
各種庭園設計・施工・管理  
外構工事・土木工事  
樹木、庭石 他 資材販売  
大衡村大衡字座府71-1  
**TEL (022) 345-4250**  
**FAX(022) 345-4912**

有限会社  
**奥山工務店**  
**TEL 022-345-4342**  
新築・リフォーム工事、修繕工事  
大衡村大瓜字上土橋15-1  
FAX 022-345-4861  
一般建設業宮城県知事許可  
一級建築士事務所登録

 **株式会社 エンドー勝土耕産**  
代表取締役 遠藤 至  
黒川郡大衡村駒場字上原川57-45  
**TEL.022-347-0057 FAX.022-347-0058**  
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 株式会社エンドー勝土耕産は  
持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています



喜の家

～健やかがここにある～



— 事業概要 —

- 建築工事一式
- 土木工事一式
- リノベーション工事
- 健康住宅・注文住宅  
(空気がうまい家)
- 型枠工事
- 外構工事一式
- 宅地建物取引業
- 宮城県知事 (3) 第5960号
- 解体工事

地元黒川に根差し **60年!!** 家のお困り事に対応致します

**熊田建業株式会社** 本社 〒981-3604  
大衡村駒場字彦右衛門橋104-6

体験ハウス  
見学予約  
お問合せ  
はコチラ

✉ s.sasaki@bird.ocn.ne.jp

☎ 022-345-4081



鉄筋・加工・組立工事一式



有限会社 佐々木鋼建

〒981-3604

大衡村駒場字彦右衛門橋100-33

TEL022-725-5484

FAX022-725-5485

舗 装



一般土木

丸真工業株式会社

代表取締役 白石 十一

大衡村大衡字沢目49-1

TEL022-345-5550

FAX022-345-5500

# 大衡村の概要

大衡村は、宮城県のほぼ中央に位置し総面積60.32平方キロメートルで、東西16km、南北7kmの東西に長い楕円形の村です。南部は黒川郡大和町、東部は同大郷町、北東部は大崎市(旧三本木町)、北西部は加美郡色麻町にそれぞれ隣接しています。

## 人口と世帯数

5,546人  
2,785人 2,761人  
2,097世帯

(令和6年2月末現在)



## 村章



## 村の木



## 村の花



## 村の鳥



## 国内唯一の「りん青銅」専門メーカー

「りん青銅」はスマートフォン、パソコン、各種デジタル機器、キャッシュカードやクレジットカードのICチップ、腕時計、自動車、など、あらゆる製品分野の電子・電気を使用する部分に組み込まれています。

りん青銅板・条

# HARADA

株式会社 原田伸銅所 仙台工場

〒981-3606 宮城県黒川郡大衡村桔梗平2

(第一仙台北部中核工業団地内)

TEL:022-344-2883



会社ホームページ



会社15周年CM

# 大衡村の特産品・物産

## おおひらの特産せんべい「村じまん」

村内でせんべいを製造販売する(株)加賀屋・尚綱学院大学・大衡村の産学官連携で生まれた『村じまん』

米どころ大衡村で作られたひとめぼれを使用し、昆布とかつお、シイタケの三種のだしをベースに醤油とみりんで煮込んだタレで味をつけ、薫り豊かな南三陸産の海苔で包んだおせんべいです。ぜひご賞味ください。

### 連絡先

大衡村役場産業振興課  
Tel:022-341-8514



## 物産情報

### 万葉・おおひら館(農産物展示販売所)

大衡村をはじめ宮城県内の、野菜や特産キムチ、地酒や牛タン、お菓子など、お土産品も多数取り揃えています。



広告

## 株式会社 山路工業所

Yamaji Kogyasho Corporation

大衡村大瓜字上土橋26

TEL022-344-1640 FAX022-344-1641

機械据付工事 鍛冶工事  
建築金物一式 配管工事  
プラント工事

広告

## 総合電気設備工事 設計、施工



## 有限 中川電業社

本社 大衡村大衡字大童17-2

TEL022-345-2448(代) FAX022-345-5947

富谷営業所 富谷市日吉台三丁目11-6

## 歯科・歯科口腔外科・小児歯科・矯正歯科

## M. まほろば歯科クリニック

<https://www.mahoroba-dc.com>

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:30~13:30	●	●	●	※	●	●	△
15:00~19:00	●	●	●	※	●	17:00まで	△

※祝祭日のある週は木曜日も診療いたします。

大和町吉岡南3丁目46-5

TEL.022-739-8762



## 株式会社 サンエーテック (鉄筋工事)

〒981-3602 黒川郡大衡村大衡字尾西105-1

TEL.022-345-8450 FAX.022-345-8451



## TOBU トーブサービス株式会社

貨物自動車運送事業・貨物運送取扱事業

代表取締役 高橋 大輔



【本社】

〒983-0036 仙台市宮城野区若竹三丁目6番10号

TEL(022)237-7311 FAX(022)237-7341

【大衡事業所】

〒981-3604 黒川郡大衡村駒場字彦右工門橋121

TEL(022)345-0568 FAX(022)345-1256



やすらぎとくつろぎでお迎えする  
アットホームホテル



ビジネスホテル  
**新ばし**  
大衡村大衡字石神沢20

TEL:022-345-7887 FAX:022-345-2963

0120-17-4084

【営業時間】  
18:00~22:00(最終入店21:00)  
(ラストオーダー21:30)  
※毎週日曜日は定休日  
TEL022-345-2863

和道 DoRa Shin



**株式会社 万葉まちづくりセンター**

大衡村を自然環境と産業が調和する  
心地よい暮らしのまちづくりを目指します。

①管理施設(8施設)  
宮城県昭和万葉の森、タカカツ万葉パーク、  
タカカツ万葉パークゴルフ場  
大衡村ふるさと美術館、楽天イーグルス大衡球場(西部球場)  
多目的運動広場、大衡村排水処理施設、大衡児童館

②その他 大衡村農産物展示販売所(万葉・おおひら館)

〒981-3608  
宮城県黒川郡大衡村松の平3丁目4番34号  
電話 022-347-2188 FAX 022-347-2212

各種機械装置運搬・据付・レイアウト変更  
(電気配線、エア・工水配管含む)  
マテハン機器、包装材・資材の設計・製作・提案  
設備・施設清掃、緑化・造園  
トータルコーディネートでサポート致します。  
あらゆるシーンで企業活動を支える。



**サンエイ株式会社**

東北営業所 〒981-3608 黒川郡大衡村松の平3-1-7  
TEL.022-344-7280 FAX.022-344-7281



**CKD**

Creating Solutions Together

自動化技術の探究と共創を続け  
健やかな地球環境と豊かな未来を拓きます。



モノづくり IT・エレクトロニクス 医療・食の安全

**CKD株式会社** 東北工場：宮城県黒川郡大衡村松の平二丁目18番

# 大衡村の観光



## タカカツ万葉パーク

大衡村の新たな総合運動公園として、子どもから大人まで自然を満喫できる施設となっています。



## タカカツ万葉パークゴルフ場

パークゴルフは、専用のクラブ1本でゴルフと同じくボールをカップに何打で入れられるかを競うスポーツで、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に楽しめます。



## 昭和万葉の森

昭和天皇在位60年を記念して整備された、万葉植物を主体とした森林公園です。



## 大衡村ふるさと美術館

昭和万葉の森に隣接する「大衡村ふるさと美術館」は、大衡村出身の洋画家故菅野廉の作品約270点と多数のスケッチ、画材類約150点を収蔵し、その一部を展示しています。



## ウッドエッグアウトドアパーク

公園内には、遊歩道(達居森山頂まで1,500m)があり、軽装でのハイキングが楽しめます。  
また、テントサイトや炊事場、トイレなどが整備されている牛野ダムキャンプ場があります。

TECHNICAL SERVICE  
**MIYAGI**

重機・トラックの  
整備・钣金塗装、  
冷凍機の修理まで



株式会社  
**テクニカルサービス宮城**  
黒川郡大衡村大衡字尾西15-5

TEL 022-341-0327 FAX 022-341-8280  
https://ts-miyagi.com テクニカルサービス宮城





**大衡城跡公園**

黒川地方を支配していた黒川景氏の家臣、大衡治部大輔宗氏の城跡に、大手門、登城路を整備。春には桜の名所として多くの方が訪れています。



**大衡中央公園**

昭和3年昭和天皇即位大典の記念として、200本の桜を植樹した公園で、お花見スポットとして知られています。



**大衡村のイベント**

**おおひらふるさと祭り 10月中旬**

『おおひらふるさと祭り』は、毎年10月中旬に開催する村の一大イベントです。

大衡村役場前駐車場をメイン会場とし、公民館など4つの会場で作品展などの催し物が行われております。



広告

**西村針灸整骨院**

**受付時間**

午前 9時~12時

完全予約制・訪問施術も行います

●休日 / 日曜日・祝祭日

大衡村大衡字五反田4-29

院長 西村 上仁 TEL 022-345-5312

屋根のことなら何でもご相談ください。



**総合屋根センター**

**株式会社 大槻**

〒981-3601 黒川郡大衡村大瓜字下南沢198  
☎ 022-345-4388(代) FAX022-345-5060



確かな技術で安心を。  
人と地球と  
未来を創造する。

**株式会社 明仙運輸**

宮城県黒川郡大衡村大衡字尾西40番地4  
TEL:022-345-5788(代表) FAX:022-345-4201

広告

環境と品質の大切さを共に考える



建築・土木・舗装・管・解体  
農業生産他

**我妻建設株式会社 黒川営業所**



黒川郡大衡村大衡字古井待33

TEL022-341-9571  
FAX022-341-9572

森林の恵 夢と希望を明日へ歩む



黒川森林組合役職員一同

黒川郡大和町落合松坂字直南沢39-23 TEL.022-345-2203

### 村がお知らせする避難情報

村は、村民の皆さんに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報をお知らせします。

警戒レベル	村の情報や対応	皆さんのとるべき行動	気象庁などの情報
5 <b>危険大</b>	<b>緊急安全確保</b> ※必ず発令するとは限りません。	<b>命の危険 直ちに安全確保!</b> 既に安全な避難が困難で、生命の危険! 今いる所よりも安全な場所へ直ちに移動等を!	大雨特別警報、氾濫発生情報
警戒レベル4までに必ず避難!			
4	<b>避難指示</b> 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	<b>危険な場所から全員避難</b> 過去の大地震に匹敵する状況です。この段階までに避難を完了しましょう。 暴風が予想される時は吹き始める前に避難を!	土砂災害警戒情報、高潮警報、高潮特別警報、氾濫危険情報
3	<b>高齢者等避難</b> 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> 高齢者等以外の人も必要に応じて、予定をあらためたり、自主的に避難準備や移動を開始しましょう。	大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報
2	第1次防災体制 (連絡要員を配置)	<b>自らの避難行動を確認</b> ハザードマップ等で付近の災害リスクを再確認。災害情報把握手段の再確認。	大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、氾濫注意情報
	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)		
1	職員の間連絡体制を確認	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報(警報級の可能性)

村からの発令に留意しつつ、必要だと感じたら避難情報がなくても早めの避難行動をとりましょう。

### 自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の方々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

### 災害情報

災害時には、村より各種情報を提供します。また、皆さんからの情報も速やかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

**171** をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

### 非常持ち出し品

- 非常食3日分 ●水(目安3ℓ/日1人) ●救急用品
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ・衛生用品など
- ラジオ・懐中電灯 ●オムツなどの生活用品
- 現金・通帳 ●免許証や健康保険証のコピー

広告

**造園・庭園管理  
外構工事**



〒981-3601 大衡村大瓜字杏掛65-18  
TEL・FAX 022-725-4736

### 万が一に備えてぜひ登録を! 「大衡村防災メール」

災害・防災に関する情報を発信しています。無料で登録できます。下記のQRコードを読み取り、ご登録ください。

スマホ・PC用⇒<https://plus.sugumail.com/usr/ohira/home>  
ガラケー用⇒<https://plus.sugumail.com/m/ohira/home>



### こんなときは届出を! ➡ 黒川消防署 大衡出張所 ☎345-0900

焼却禁止の例外に該当するもので野外焼却を行う場合は、「火災とまぎらわしい煙または火災を発生おそれのある行為の届出書」を、総務課経由で黒川消防署に提出してください。

#### 焼却禁止の例外に該当するもの

- 農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物処理
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の処理

※庭木の剪定枝については、焼却禁止の例外に該当しませんので野外焼却はできません。少量の場合はごみステーションに出せますが、大量の場合は搬入許可証を役場から取得の上、環境管理センター(大和町吉田)に直接搬入となります。

# 避難施設一覧

## 避難施設の種類

指定緊急避難場所	洪水や土砂災害、火災などの危機が迫ってきたときに、一時的に避難する場所として、公民館・体育館などの公共施設を指定しています。
指定避難所	災害が発生した時に、安全な住まいを確保することが困難な住民が、一定の期間、避難生活を送る施設として指定しています。 また、災害発生のおそれがある場合に、避難者を一時的に避難滞在させる施設として使用します。

## 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

No	名称	所在地	指定緊急 避難場所	指定 避難所	福祉 避難所	災害別適否	
						土砂災害	水害
1	大衡小学校(体育館)	大衡字平林13	○	○	—	○	○
2	大衡中学校	大衡字柵木145-1	○	○	—	○	○
3	平林会館	大衡字平林62	—	○	—	○	○
4	万葉研修センター	大衡字平林62-14	○	○	—	○	○
5	屋内運動場	大衡字平林62-14	○	○	—	○	○
6	村民体育館	大衡字柵木145-57	○	○	—	○	○
7	大衡城青少年交流館	大衡字塩浪4-2	○	—	—	×	○
8	福祉センター	大衡字平林62	○	○	○	○	○
9	地域活動支援センター	大衡字平林62-13	○	○	○	○	○
10	西部球場	大瓜字蒲切沢102-1	○	—	—	○	○
11	万葉クリエートパーク	大衡字大日向16-2	○	—	—	○	○
12	多目的運動広場	大衡字柵木145-35	○	—	—	○	○
13	ときわ台多目的運動広場	ときわ台16	○	—	—	○	○
14	村民グラウンド	大衡字亀岡19	○	—	—	○	×
15	大衡児童館	大衡字平林11-3	○	○	—	×	○
16	衡上集会所	大衡字河原55-2	○	○	—	○	○
17	衡中集会所	大衡字亀岡19	○	○	—	○	×
18	衡中東集会所	大衡字平林57-1	○	○	—	○	○
19	ときわ台集会所	ときわ台18	○	○	—	○	○
20	衡中北集会所	大衡字五反田4-13	○	○	—	○	○
21	衡下集会所	大衡字竹ノ内前24	○	○	—	○	×
22	大瓜上集会所	大瓜字北石崎22-1	○	○	—	×	○
23	大瓜下集会所	大瓜字四反田27-3	○	○	—	○	○
24	駒場集会所	駒場字下田畑36-1	○	○	—	○	○
25	大森集会所	大森字寺前5-1	○	○	—	×	○
26	奥田集会所	奥田字熊野前17-4	○	○	—	○	○
27	藪崎集会所	駒場字彦右衛門橋3-25	○	○	—	○	○
28	松原集会所	大衡字尾西373-5	○	○	—	○	○
29	衡東集会所	駒場字彦右衛門橋3-82	○	○	—	○	○



### 避難所等の区分について

指定緊急避難場所: 切迫した災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。洪水や土砂災害など災害の種類毎に使用可能な避難場所が指定されています。

指定避難所: 災害の危険性がなくなるまで一定期間避難生活を送るための施設です。

広告

**「MADE IN OHIRA」と誇れる仕事を**

日本産業規格認証取得工場

**宮城昭和産業株式会社**

- 建設・土木工事に用いる溶接金網
- 鉄筋加工品の製造並びに販売

〒981-3604  
大衡村駒場字彦右衛門橋3-15  
TEL:022-345-5541  
FAX:022-345-5544



<https://miyagi-showasangyo.com>



**大和コンクリート工業株式会社**

〒981-3601  
黒川郡大衡村大瓜字主橋17-20

**TEL022-345-3746**  
**FAX022-345-4118**

<https://www.kikutou.jp>



# 届出・証明



## 届出

➡ 住民生活課 ☎341-8512

### 戸籍の届出

	届出人	届出地	お持ちいただくもの
出生届 生まれた日を含め14日以内	生まれた子の父または母	届出人の現在地(住所地)、 本籍地、出生地	●出生証明書 ●母子健康手帳 
婚姻届 受理した日に効力を生じる	夫・妻になる方	現在地(住所地)、本籍地	●婚姻届書 ●届出人の本人確認ができる書類 ●マイナンバーカード(個人番号カード)
離婚届 受理した日に効力を生じる	夫・妻	現在地(住所地)、本籍地	●離婚届書 ●届出人の本人確認ができる書類 ●マイナンバーカード(個人番号カード)
死亡届 死亡したことを知った日から 7日以内	親族、後見人など	届出人の現在地(住所地)、 死亡者の本籍地、死亡地	●死亡診断書または死体検案書

### 住民登録の届出

	届出人	届出地	お持ちいただくもの
転入届 住み始めた日から14日以内	本人、同一世帯の方、 代理人(委任状が必要)	村役場	●転出証明書(マイナンバーカードを利用した転出の場合は不要) ●届出人の本人確認ができる書類 ●外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書 ●マイナンバーカード(個人番号カード)
転出届 転出予定日の14日前から、転出後14日以内	本人、同一世帯の方、 代理人(委任状が必要)	村役場 	●届出人の本人確認ができる書類 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能です。
転居届 転居した日から14日以内	本人、同一世帯の方、 代理人(委任状が必要)	村役場	●届出人の本人確認ができる書類 ●外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書 ●マイナンバーカード(個人番号カード)
世帯変更届 変更した日から14日以内	本人、同一世帯の方、 代理人(委任状が必要)	村役場 	●届出人の本人確認ができる書類

広告

さまざまな手配からご葬儀法要まで、  
安心と真心のご奉仕をさせていただきます。



株式会社  
新みやぎサービス **あさひな葬祭センター** **24時間  
受付**

お電話1本で迅速な対応と細やかな心配りでお世話させていただきます。  
黒川郡大和町吉岡南3丁目6-2  
☎022-344-4885 FAX022-344-4884

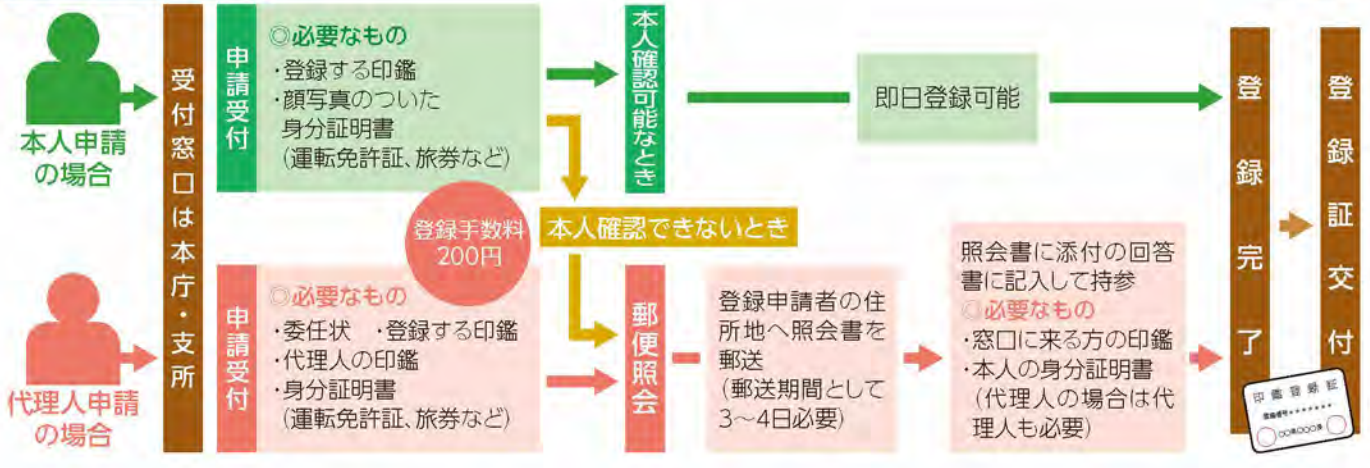


誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



マイナンバーカード交付

マイナンバーは一つとして同じ番号はなく、一人一人が固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。申請には様々な方法があります。

- スマートフォンで申請
- パソコンで申請
- 郵便で申請
- 証明用写真機で申請
- 住民生活課窓口で申請
- 最寄りのケータイショップで申請



イメージ(表)

イメージ(裏)

交付申請書をお持ちでない方は、手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードして郵送で申請、若しくは住民生活課に交付申請書の再発行を請求してください。住民生活課窓口で、申請手続きのサポートも行っています。

住民票や戸籍に関する証明等

各種証明書請求の際には、窓口に来られる方の本人確認ができるものを必ずお持ちください。なお、コンビニのキオスク端末(マルチコピー機)でも交付が受けられます。その際、必ずマイナンバーカードをお持ちください。



広告

一般区域貨物自動車運送事業

**石川商運株式会社**

代表取締役 石川 貢一

大衡村大瓜字上土橋38の4

**TEL(022)345-0016**

**FAX(022)345-4936**

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

石川商運株式会社は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています



# 税金・保険・年金

住みよい環境のもとで生活するために、村税や保険料の果たす役割は重要です。

みなさんが納める村税や保険料などは、福祉・教育・土木など村のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。決められた納期限内に納めましょう。

## 納期について

➡ 税務課 ☎341-8513

項目	納期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村・県民税			1期		2期		3期		4期			
	給与からの特別徴収:毎月											
	公的年金からの特別徴収:年金支給月											
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
	公的年金からの特別徴収:年金支給月											
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期	6期		
	公的年金からの特別徴収:年金支給月											
後期高齢者保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	公的年金からの特別徴収:年金支給月											

## 国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	宮城県仙台北県税事務所	☎275-9111
国税について(所得税、消費税、相続税、贈与税など)	仙台北税務署	☎222-8121

## 村税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、窓口に来られる方の本人確認ができるものを必ずお持ちください。なお、コンビニのキオスク端末(マルチコピー機)でも交付が受けられます。その際、必ずマイナンバーカードをお持ちください。

## 納税・納付ができないときは

災害や病気、失職などで納税・納付が困難なときに、猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務課にお問い合わせください。滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

— 告 白 —

私たちは ふるさとを愛し  
 緑豊かな大地と暮らしを守り  
 命育む未来を共に創ります

**新みやぎ農業協同組合**  
 代表理事組合長 大内 一也

〒987-2233 宮城県栗原市築館宇照越大ケ原43-1  
 TEL0228-25-9000 FAX0228-25-9020  
 【HP】 <https://www.ja-shinmiyagi.or.jp/>

大衡支店 〒981-3626 黒川郡大和町吉岡南3丁目6-2  
 TEL022-347-1534 FAX022-345-0112



次のようなときは届出が必要です。必要なものを確認し、必ず14日以内に届出してください。

	手続きが必要なとき	届出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入したとき	● 転出証明書
	他の健康保険などをやめたとき	● 資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	● 保護者の保険証、母子健康手帳
やめるとき	他の市区町村へ転出するとき	● 保険証
	他の健康保険などに加入したとき	● 国保と新たに加入した保険の両方の保険証
	生活保護を受けることになったとき	● 保護開始決定通知書、保険証
	死亡したとき	● 保険証
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	● 保険証
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	● 身分を証明するもの
	就学のため子どもが他の市区町村に住むとき	● 学生証または在学証明書、保険証

## 後期高齢者医療制度

## → 住民生活課 ☎341-8512

75歳の誕生日を迎えると、それまで加入していた医療保険から、後期高齢者医療制度に移ります。75歳の誕生月の前月20日頃に被保険者証を送付します。医療機関等にかかるときは、後期高齢者医療被保険者証を忘れずに窓口に掲示し、受診してください。

### 対象となる方

①75歳以上の方 ②65～74歳の方で一定の障がいに対応する方のうち希望する方

### 自己負担割合

1割または2割(現役並みの所得がある方は3割)

### こんなときは給付が受けられます

- 医師が必要と認めた補装具代、はり・きゅう・マッサージなどの施術費を支払ったとき
- 1カ月の医療費が高額になったとき
- 被保険者が亡くなったとき(喪主に葬祭費が支給されます)
- 後期高齢者医療と介護保険の両方の自己負担額があり、その合計額が一定限度額を超えたとき



国民年金は、老後の所得保障のほか、思いがけないけがや病気で障がいを負ったときや、一家の働き手を亡くしたときなどに年金を支給して生活の安定を図ることを目的とした、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

## 年金の種類

老齢基礎年金	国民年金保険料を納めた期間が10年以上ある方に、65歳から支給されます。希望すれば60歳以後いつからでも受けられます。 ただし、64歳以前から受けると減額され、66歳以後から受ける場合は増額されます。一度決めた支給率は変更できませんので、ご注意ください。
障害基礎年金	国民年金に加入中または20歳になる前に病気やけがで障がいのある状態(障害等級1級・2級)になったときに支給されます。
遺族基礎年金	国民年金の被保険者が死亡したとき、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。(子の年齢、婚姻等の条件あり)

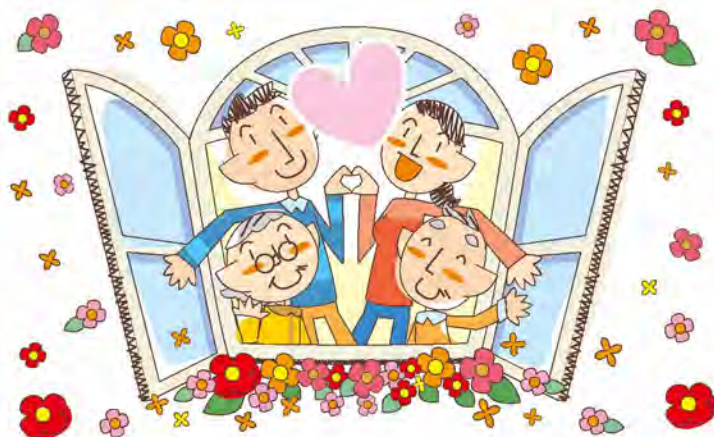
※第1号被保険者(自営業者、農林業従事者、学生など)には、独自の給付として「付加年金」や「寡婦年金」、「死亡一時金」があります。

## 加入する年金

第1号被保険者	日本に住む20～60歳未満で第2号、第3号に該当しない方、60歳以上65歳未満の任意加入者等	自営業者、農林業従事者、学生、無職の方
第2号被保険者	就職したときから70歳未満	厚生年金保険加入者、共済組合員、船員
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	

## こんなときにはすぐ手続きを

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
会社などを退職したとき(60歳未満の方)	●退職日の分かる書類(資格喪失証明書)
厚生年金等に参加している配偶者の扶養からはずれたとき	●扶養からはずれた日が分かる書類(資格喪失証明書)
保険料を納めるのが困難なとき	●失業を理由とするときは離職票または雇用保険受給資格者証など
学生で保険料を納めるのが困難なとき	●学生証または在学証明書 ※在学証明書はコピー不可







# 福祉・健康

## 介護保険制度

➡ 健康福祉課 ☎345-0253

### 利用できる方

#### ①65歳以上の方(第1号被保険者)

- 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする方
- 常に介護を必要としないが、家事や身支度などで日常生活の手助けが必要な方

#### ②40～64歳の医療保険に加入している方(第2号被保険者)

- 初老期の認知症、脳血管疾患、ガン末期を含む16種類の病気のために介護または支援が必要と認定された方
- ※交通事故などが原因の場合は利用できない場合があります。

### サービスを利用するためには申請が必要です

介護サービスを受けるためには、次のような申請を行う必要があります。

#### ①「要介護認定」を受けるための申請

介護を必要とする状態かどうかを認定する「要介護認定」を受ける必要があります。

##### 必要なもの

介護保険の被保険者証(40～64歳の方は、加入している医療保険の被保険者証)

#### ②訪問調査と主治医の意見書

認定調査員が訪問し、所定の質問事項を聞き取り調査します。また、主治医が心身の状態についての意見書を作成します。介護認定審査会で訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、どれくらい介護が必要かを審査・判定します。

### ③認定結果の通知

申請から原則、30日以内に要介護認定結果が通知されます。要介護認定は介護が必要な度合いに応じて、7段階(要支援1・2、要介護1～5)に分けられます。認定された方で、介護サービスを利用する方は、ケアマネジャーに希望を伝えて、サービスの利用計画を作成する必要があります。

### サービスを利用した時の自己負担

いろいろなサービスの中から、自分に必要なサービスを選び、組み合わせて利用することができます。費用は、1割～3割を利用者が、残りの9割～7割は介護保険制度で負担します。

### 障がいのある方の福祉サービス

障がい福祉サービスは、障がい(難病含む)がある方の日常生活を支えるためのサービスや支援のことです。利用を希望する方は申請を行う必要があります。

#### 身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

#### 療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA、Bがあります。

#### 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

#### こんな時は届出を!

- 住所・氏名・保護者が変わった時
- 手帳を紛失・破損した時
- 障がい程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 本人が死亡した時



福祉・健康

広告

おひとりお一人の個性を尊重し、家庭的な雰囲気の中で心地よく過ごしていただけるよう心からのお手伝いをいたします。



特別養護老人ホーム



〒981-3602

宮城県黒川郡大衡村大衡字大童7番地20

☎022-347-2255 📠022-347-2257



特別養護老人ホーム

短期入所生活介護 ショートステイ

通所介護 デイサービス

皆様が一番くつろげる「ご自宅」を目指します。

ご家族にかわり、まごころの介護で家庭的な安らぎを提供いたします。

豊富なレクリエーションや行事、細やかなサービスを心掛けています。

WEBサイトはこちら ▶▶▶

大衡村 万葉の里 検索



高齢者生活支援事業

項目	内容	対象者
高齢者等タクシー利用助成事業	移動手段の確保が困難な高齢者や障害のある方、要介護認定を受けている方にタクシー乗車料金の一部(1か月当たり2,000円)を助成	自動車や運転免許証を所持していない方や返納した方で次のいずれかに該当する方 ①満80歳以上の方 ②満70歳以上で一人暮らしの方 ③障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている18歳以上の方 ④要介護認定を受けている方(要支援1～要介護5)
一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業	在宅の一人暮らしの高齢者や障害者の方などに、家庭用緊急通報機器を貸出し	次のいずれかに該当する方 ①一人暮らしで、65歳以上の方 ②一人暮らしで、重度身体障害などがある方
紙おむつ支給事業	紙おむつ代として、月額4,000円相当の紙おむつ券を支給	在宅の65歳以上の方で要介護又は要支援認定を受けかつ常時失禁状態にある方
一人暮らし老人等配食サービス事業	夕食弁当を週5回、業者より宅配(個人負担1食200円)	おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の方
一人暮らし老人等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	一人暮らし・寝たきりの老人が使用している寝具類を年1回、業者によりクリーニングサービスを実施	おおむね65歳以上の一人暮らし老人、寝たきり及び認知症状のある方

各種健康診査

各健診ごとに申込方法等が異なりますので詳しくはホームページをご覧ください。

<b>集団健診</b>	福祉センターで実施します。	<b>個別健診</b>	指定の医療機関で実施します。
-------------	---------------	-------------	----------------

健診項目	対象者	検査内容	集団	個別
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	問診・超音波・細胞診	○	○
乳がん検診	30～39歳の女性	超音波検査	○	○
	40～64歳	マンモグラフィ2方向		
	65歳以上	マンモグラフィ1方向		
	65歳以上の前年度未受診の女性	マンモグラフィ1方向		
生活習慣病予防健診	30～39歳の方	問診・身体計測・診察・血圧測定・血液検査(肝機能・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・ヘモグロビンA1c)・尿検査(糖・蛋白)等	○	×
特定健康診査	40～74歳の国民健康保険に加入している方	問診・身体計測・診察・血圧測定・血液検査(肝機能・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・ヘモグロビンA1c・クレアチニン・貧血)・尿検査(糖・蛋白)・眼底・心電図等	○	○
後期高齢者健康診査	健診日当日に75歳以上の方及び65～74歳で後期高齢者医療保険証をお持ちの方	問診・身体計測・診察・血圧測定・血液検査(肝機能・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・ヘモグロビンA1c・クレアチニン・貧血)・尿検査(糖・蛋白)・眼底・心電図等	○	○
結核・肺がん検診(肺レントゲン検査)	40歳以上の方	胸部レントゲン撮影・読影	○	×
肺がん喀痰細胞診	50歳以上で喫煙指数(1日の本数×喫煙年数)が600以上の方	痰の採取による検査	○	×
肺がんCT検診	50歳以上	胸部らせんCT撮影	○	×
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査(前立腺特異抗原検査)	○	×
骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	踵骨の超音波検査	○	×
肝炎ウイルス検診	40歳以上でこれまでに検査を受けたことがない方	血液検査(B型・C型ウイルス検査)	○	×
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血反応検査	○	×
胃がん検診	35歳以上の方	胃部レントゲン撮影	○	×
	50歳以上の方	胃内視鏡検診(胃力メラ)	×	○
成人歯科健診	20・30・40・50・60・70歳の方	歯周病検診(歯と歯肉の検査)	×	○
脳ドック	40歳以上(前年度未受診者)	頭部MRI・CT等検査	×	○



# 子育て

## 子育て支援

➡ 健康福祉課 ☎345-0253

### 手当・助成など

#### 万葉のびのび子育て支援事業

- 子育て支援券  
タクシー乗車や紙おむつ・ミルク購入・一時預かり事業で利用できる子育て支援券を交付(妊婦一人当たり5万円分)
- 出産祝い金  
出生届出後、大衡村に住所を有することになったお子さんの保護者で引き続き村内に定住する見込みの方に出産祝い金を支給(お子さん一人当たり5万円)
- 入学祝い金  
小学校・中学校・高校等に入学されるお子さんの保護者に入学祝い金を支給(お子さん一人当たり小学校入学時3万円、中学校入学時3万円、高校入学時3万円)

#### 出産・子育て応援事業

- 出産応援給付金  
妊婦に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用のための給付金を支給(妊婦一人当たり5万円)
- 子育て応援給付金  
出生児童の養育者に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用のための給付金を支給(児童一人当たり5万円)

#### 産後ケア事業

産後12か月未満の母親とその乳児を対象に、母親の身体的・心理的ケア、授乳指導、お世話の仕方に関する相談等のサービスを提供(通所型、宿泊型、相談型)

#### チャイルドシート貸出事業

村内在住の幼児の保護者に対しチャイルドシート・ジュニアシートを貸し出し。大衡村への里帰り等、短期間の利用も可能。



子育て支援事業や助成事業、手当等の申請・問い合わせ先など詳細は「おおひら子育てガイド」をご覧ください。



### 給食費助成

#### 万葉ぱくぱく子育て給食支援事業

村立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、学校給食費を全額免除します。

対象者	村立小中学校に在籍する児童生徒の保護者
助成額	学校給食費全額免除
問い合わせ先	学校給食センター ☎345-5082

#### 村外保育施設等給食費補助事業

村外の幼稚園や保育所等に通うお子さんの給食費補助を行います。

対象者	村内に住所を有し、村外保育施設等に在籍する満3歳以上の児童の保護者
補助額	月額5,700円(主食費1,000円、副食費4,700円)を上限として補助
申請方法	当該年度の年度末までに申請してください。
問い合わせ先	健康福祉課 ☎345-0253

#### 学校給食費補助金

村立小中学校以外に就学する児童生徒の学校給食費を納付する保護者の、経済的な負担軽減を図るため、補助金を交付します。

対象者	区域外就学で村立小中学校以外に就学する児童生徒の保護者 特別支援学校に就学する児童生徒の保護者
補助額	保護者が当該年度内に納付した学校給食費を限度とする。
申請方法	該当者に郵送で申請書を送付しますので、当該年度の2月末日までに学校教育課に申請してください。
問い合わせ先	学校教育課 ☎341-8517

#### 認定こども園等保護者負担軽減補助

村内保育施設を利用するお子さんの保護者の経済的負担を軽減するため、保育にかかる費用を補助します。

対象者	村内保育施設に在籍するお子さんの保護者で、村に住所を有する方
補助内容	教育認定:通園費、施設整備費(入園料)、給食費、教材費 保育認定:給食費、布団リース代(1/3)
申請	各施設に直接補助していますので、保護者の申請は不要です。
問い合わせ先	健康福祉課 ☎345-0253

広告

子育て

**万葉すくすく子育てサポート事業(医療費助成)**

出生から18歳に達した年度の末日(高校修了)までのお子さんの医療費を全額助成(窓口での負担なし)

**⚠️ 県外の医療機関を受診された場合**

県外での受診は償還払いになりますので、医療機関窓口でお支払いいただき、助成申請書の提出により全額助成します。

**未熟児養育医療給付**

原則として出生体重が2,000g以下で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。  
申請方法はお問い合わせください。

**児童手当**

**支給対象**

0歳～中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

対象年齢		手当の金額
0歳～3歳未満の児童		一律 15,000円
3歳～ 小学校修了	第1子、第2子	※10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		一律 10,000円

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

**所得制限限度額以上所得上限限度額未満の受給者**  
一律 5,000円(月額)

**児童扶養手当**

ひとり親家庭の生活安定と自立促進、お子さんの福祉増進を図るため支給される手当です。

**特別児童扶養手当**

20歳未満で、精神または身体に障害を有するお子さんを家庭で養育している方に支給される手当です。

【問い合わせ先】

住民生活課 ☎341-8512

**障害児福祉手当**

重度の障害があり、日常生活において常時介護が必要な状態にある20歳未満の方に支給される手当です。

【問い合わせ先】

健康福祉課 ☎345-0253

子育て

— 広 告 —



**おやま小児科クリニック**  
OYAMA PEDIATRICS & YOUTH CLINIC

院長 小山 寿文

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
8:30~12:00	☎	☎	—	☎	☎	☆	—
15:00~18:00	☎	☎	—	☎	☆	☆	—

☆【金曜午後】17:00~18:00  
☆【土曜】9:00~12:00 / 15:00~17:00  
—【休診】日曜、祝日、水曜日

※受付時間は診療開始 10分前から診療終了 10分前です

大和町吉岡字館下 22-5 ☎022-345-0738





● 予防接種は接種年齢・接種回数が定められています。スケジュールを確認の上、受け忘れが無いようにしましょう。

子ども任意予防接種助成事業

インフルエンザ

事項	内容
助成金額	2,000円(1回あたり) ※ただし、接種金額が助成金額を下回る場合は接種金額を助成。
対象年齢	6か月～高校3年生 (6か月～13歳未満:2回接種、 13歳以上:1回接種)
申請方法	個別にお知らせします。

おたふくかぜ

事項	内容
助成金額	4,000円上限
対象年齢	1歳～3歳未満
申請方法	1歳を過ぎてから健康福祉課へ申請

乳幼児健診

対象

4～5か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診  
※対象児には、個別に通知します。

受診方法

- お子さんの対象となる健診をご確認ください。
- 受付時間は該当者より異なりますので通知をご確認ください。

持ち物

種類	持ち物
4～5か月児健診	母子健康手帳・問診票・バスタオル
1歳6か月児健診	母子健康手帳・乳児一般健診票
3歳児健診	母子健康手帳・問診票・食事記録・「きこえかたことば」の調査票・バスタオル・尿

幼児歯科健康診査

対象

1～1歳3か月、2～2歳3か月、2歳6か月～2歳9か月、3歳～3歳3か月のお子さん  
※対象児には、個別に通知します。

歯科健康診査の内容

歯科健診・歯科相談等

持ち物

母子健康手帳・問診票・歯ブラシ・コップ・バスタオル



子育て

広告

**わたなべ産婦人科**  
**内科・小児科**

予防接種、妊婦健診、乳がん・子宮がん検診、日帰り手術

受付時間	月	火	水	木	金	土・日・祝
8:50～11:30	●	●	●	●	●	●
14:00～15:00	●	●	●	●	●	●
15:00～17:00	●	●	●	●	●	●

● 予防接種 ● 予防接種

松山高校近< 大崎市松山千石字松山440  
TEL.0229-55-3535

**佐藤 歯科 医院**

歯科医師:佐藤真奈美 佐藤由佳里 佐藤和将

診療時間	月	火	水	木	金	土・日・祝
9:00～13:00	●	●	●	休※	●	休
14:00～17:00	●	●	●	休	●	休

※ 祝日がある週は木曜午前診療いたします。

大和町吉岡字館下30  
TEL:022-345-2237  
FAX:022-345-1547

Homepage 

DENTE-SATO ★駐車場12台有り



# 上下水道・ごみ・住宅・環境

## 水道

➡ 都市建設課 ☎341-8516

水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

### 水道の利用開始と中止

#### 転入、村内転居の場合

水道の利用を  
**開始**

開始(開栓)届の提出

#### 村外への転出、転居の場合

水道の利用を  
**中止**

中止(閉栓)届の提出



水道の使用開始または使用を中止する場合は1週間前を目安に、開始届または中止届を提出してください(直前の手続きではご希望日に対応できない場合があります)。

⚠ 届け出を行わずに無断で使用された場合、過料を科することがあります。

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合、その後の料金をお支払いいただくことになります。

### 水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 毎月検針員が水道メーターを確認し、水道使用水量から水道料金を算定します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

#### 【支払い方法】

料金は、下水道使用料等と合わせて毎月お支払いいただきます。納付書が届きましたら毎月末日までに下記の取り扱い金融機関や役場の窓口、コンビニ、もしくはスマートフォンアプリでお支払いください。また、便利な口座振替もご利用ください。

#### 1 取扱金融機関

新みやぎ農業協同組合、七十七銀行、仙台銀行、古川信用組合の本店及び各支店、東北6県内のゆうちょ銀行

#### 2 大衡村役場

### こんな時は

契約者の名義を変えたい	手続きが必要となりますので、都市建設課にご相談ください。
料金の請求先を変えたい	
水道料金がいつもより高い?	都市建設課か村指定の給水装置工事業者に相談ください
新しく水道を引いたり、増設、改造・撤去・修理をしたい	村指定の給水装置工事業者を通じてご相談ください

その他ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

※受付時間は月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。(土・日・祝祭日、12月29日～1月3日除く)

## 上水道のトラブルについて

### 凍結について

気温がマイナス4度以下になると、防寒の不完全な水道管や水道メーターが凍ったり、管が破裂したりします。凍結や破裂の際は、P21に記載のQRコードの大衡村指定給水装置工事業者に修理の依頼をしてください。

### 水が出ないとき

水道の水が出ないときは、ご近所の水が出ているか確認してください。ご近所の水も出ないときは、事故の可能性があるので、都市建設課へご連絡ください。

## 下水道

➡ 都市建設課 ☎341-8516

### きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域にお住まいで、下水道の接続をされていない方は、早めに接続工事をお願いします。

### 下水道使用料

使用料金は、下水道施設等の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。料金は毎月、水道の料金と一緒に請求します。料金の支払方法、口座振替については、P20「水道料金について」をご参照ください。

### こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には届け出の手続きをしてください。

- 転入、転出をされるとき
- 使用者や所有者が変わるとき

### 戸別合併処理浄化槽(市町村設置型)

合併処理浄化槽の本体設置工事は村が行います。標準工事費は村が負担しますが、一部受益者分担金を負担していただきます。設置のご相談は設置希望時期の3か月前までをお願いします。

## 下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。浄化槽についても同様です。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレトイレットペーパー)を使ってください。

## 村指定事業者一覧

水道の新設や改造、下水道の接続は村指定店以外では施工できません。ホームページで指定店をご確認ください。



## ごみ

➔ 住民生活課 ☎341-8512

## ごみの分け方・出し方

燃えるごみ(可燃物)は、村の指定袋に入れて名前を記入し、最寄りの収集所に、収集日の午前8時までに出してください。その他のごみは決められたルールを守り、きちんと分別して出してください。くわしくは、各家庭に配布している「ごみの分別と出し方」をご覧ください。



## 空き家の片付け費用・解体費用を補助します！

### 空き家家財等片付け支援補助金

- 補助対象者(以下のすべてに該当する方)
  - ① 村内に空き家等を所有し、その物件を空き家バンクに登録する方
  - ② 住民税等の滞納がない方
- 補助対象費用  
空き家に残る家財道具等を業者に委託し処分・搬出した際の費用
- 補助金額  
補助対象費用の1/2(上限額10万円)  
※1,000円未満切り捨て



補助金を申請しようとする場合は、片付けや解体を行う前に必ずご相談ください。

- 申請・問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

## 住宅

### 公営住宅

➔ 都市建設課 ☎341-8515

公営住宅についての詳細、空き状況については、都市建設課までお問い合わせください。

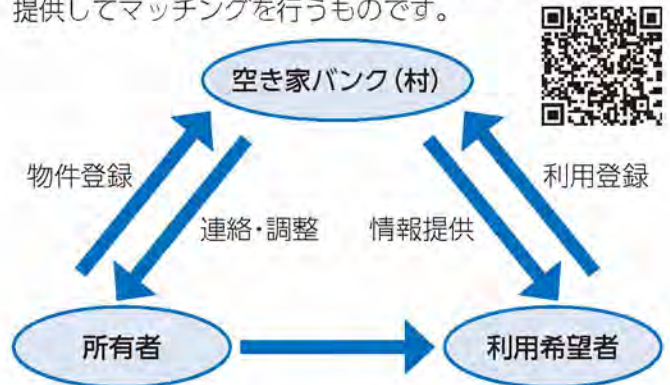
### 空き家

➔ 企画財政課 ☎341-8510

空き家バンクに登録しませんか。

### 空き家バンク制度とは

村内にある空き家を登録し、住居を探している方へ情報提供してマッチングを行うものです。



### 空き家等解体費補助金

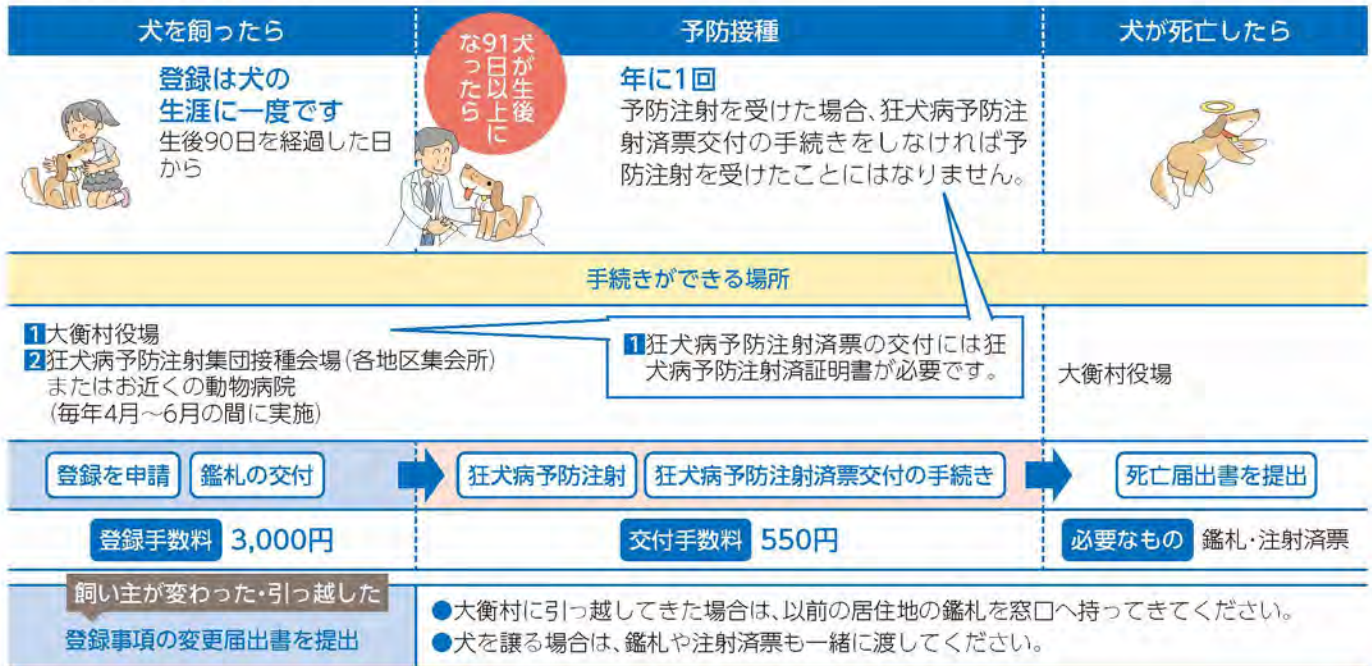
- 対象となる空き家等(以下のすべてに該当)
  - ① 居住、その他の使用がなされていない住宅
  - ② 村が実施する空き家等調査によって空き家と判断されている住宅で、管理不全な状態にあるもの
  - ③ 売買又は賃貸する目的で所有・管理をしている物件以外の住宅
- 補助対象者(以下のいずれかに該当し、住民税等の滞納がない方)
  - ① 空き家等の所有者
  - ② ①の相続人(複数人いる場合は全員の同意が必要)
- 対象となる工事  
空き家及び敷地内の附属建物等の解体及び撤去
- 補助金額  
補助対象費用の1/2(上限額50万円)  
※1,000円未満切り捨て



## 犬の登録・狂犬病予防接種

➔ 住民生活課 ☎341-8512

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。現在は飼い犬にマイクロチップが入っていれば、窓口での登録は不要になりました。死亡の届出、登録事項変更の届出は必ず行ってください。



## 環境にやさしい村づくり補助金

➔ 住民生活課 ☎341-8512

### 生ごみ処理機購入補助金

生ごみ処理機購入費用の2分の1を補助します。(上限: 電気式処理機2万円、手動式処理機1万円)

### 万葉サンサンエネルギー発電普及促進事業

住宅用太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電池設置費用を一部補助します。

- ・太陽光発電システム  
出力1kw当たり3万円(上限12万円)
  - ・定置用リチウムイオン蓄電池設備  
補助対象経費に10分の1を乗じて得た額(上限10万円)
- ※1,000円未満切り捨て

### 大衡村バイオディーゼル燃料導入促進事業

バイオディーゼル燃料混合軽油「B5」を農業用機械に利用する方に購入費用を一部補助します。  
・「B5」燃料購入費用 1リットル当たり33円







# 相談・産業振興

## 各種相談

種別	内容	問い合わせ先
生活相談	日常生活の困りごとに関する相談を生活相談員が受け付けます。	社会福祉協議会 ☎345-6631
人権相談	人権侵害に関する相談を人権擁護委員が受け付けます。	住民生活課 ☎341-8512
行政相談	行政相談員が行政の手続きなどに関する困りごとの相談を受け付けます。	住民生活課 ☎341-8512
消費生活相談	専門の相談員が消費者トラブルに関する相談を受け付けます。	産業振興課 ☎341-8514
健康何でも相談	健康に関する相談の他、こころの不調や悩みに関する相談には保健師が対応します。	健康福祉課 ☎345-0253
結婚相談	専門のアドバイザーが出会いの相談や婚活イベントの情報提供など親身に応じてくれます。(予約制)	産業振興課 ☎341-8514

## 産業振興

- 創業支援事業について      ➡ 産業振興課      ☎341-8514
- 企業経営について          ➡ 産業振興課      ☎341-8514
- 農業について                ➡ 産業振興課      ☎341-8514
- 畜産について                ➡ 産業振興課      ☎341-8514
- 林業について                ➡ 産業振興課      ☎341-8514
- 有害鳥獣について          ➡ 産業振興課      ☎341-8514

各種補助金・  
制度資金については  
各担当課へ  
お問い合わせください。

## 地産地消(車両購入)事業補助金

➡ 産業振興課 ☎341-8514

自動車産業の振興及び発展、村民の負担軽減のため、対象車両購入費を一部補助します。

- ・村内に本社を置く企業が村内工場で生産した車両    5万円
- ・村内に本社を置く企業が村外工場で生産した車両    3万円



相談・産業振興



# 主要施設

市外局番 022

名称	所在地	電話番号
大衡村福祉センター	大衡字平林62	345-0253
万葉研修センター	大衡字平林62-14	345-2197
大衡村民体育館	大衡字柺木145-57	345-2197
大衡村民プール	大衡字柺木145-57	345-2197
大衡村屋内運動場	大衡字平林62-14	345-2197
大衡村多目的運動広場	大衡字柺木145-35	347-2188
楽天イーグルス大衡球場	大瓜字蒲切沢102-1	347-2188
大衡村ふるさと美術館	大衡字平林39-12	345-0945
万葉・おおひら館	大衡字鏡沢12-2	343-7288
大衡児童館	大衡字平林11-3	345-4626
大衡村立大衡小学校	大衡字平林13	345-2424
大衡村立大衡中学校	大衡字柺木145-1	345-2072
おおひら万葉こども園	ときわ台15	344-3028
ききょう平保育園	桔梗平1	797-8370
大衡村多目的施設図書室	大衡字平林45-1	347-3381
大衡村学校給食センター	大衡字柺木145-1	345-5082



主要施設

— 広 告 —

Architectural Products 株式会社  
 社会を幸せにする会社。  
 ~ We Build a Better Society Through Architectural Products ~

 YKK AP株式会社 東北製造所



## 編集後記

「大衡村 暮らしの便利帳」は、大衡村にお住まいの皆さんへ、村の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として大衡村と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「大衡村 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、大衡村の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「大衡村 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和6年5月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

# 大衡村 暮らしの便利帳

令和6年5月発行

## 発行

大衡村／株式会社サイネックス



大衡村HP



サイネックスHP

## 制作

株式会社サイネックス 東京本部  
〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3  
TEL.03-3265-6541(代表)

## 広告販売

株式会社サイネックス 仙台支店  
〒982-0034 宮城県仙台市太白区西多賀4-13-8  
TEL.022-243-6671

※掲載している広告は、令和6年3月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



大衡村

OHIRA VILLAGE